

令和6年度 重要事項説明書

保育の提供を開始するにあたり、当園より説明すべき事項は次のとおりです。

1. 施設運営主体

事業者の名称	社会福祉法人 シオン会
代表者氏名	理事長 松本 誠二
法人の所在地	磐田市見付2693番地
法人の電話番号	0538-31-6036

2. 利用施設

施設の種別	保育所		
施設の名称	いずみ第二保育園		
所在地	磐田市城之崎1-2354-2		
電話番号	0538-35-3326		
管理者名	園長 佐々木 宏子		
利用定員（年齢別）	0歳児 3号 15名	3歳児 1号 0名	2号 20名
	1歳児 3号 20名	4歳児 1号 0名	2号 22名
	2歳児 3号 20名	5歳児 1号 0名	2号 23名
自己評価の概要	職員による保育内容等の自己評価を定期的に行っています。		
第三者評価の概要			
職員への研修の実施状況	内部研修年6回以上、外部研修年間複数回実施		
認可年月日	昭和51年4月1日		
事業所番号	2221151000304		

3. 施設の目的・運営方針

事業の目的	児童福祉法に基づいて乳幼児の健全な成長、発達を援助することを目的とする。
保育方針	児童福祉法に基づき、キリスト教の愛の精神によって、乳児から就学前まで就労等により子育てが困難な父母に代わり、長時間保護者から離れて生活する子どもたちが、健康でのびのび遊べるように保育をする。

4. 施設・設備等の概要

敷地	全体	3429.97 m ²		
	園庭	626.97 m ²		
建物	構造	鉄骨造 2階建て		
	延べ面積	1161.11 m ²		
施設の内容	乳児室	1室	調乳室	乳児室に含む
	ほふく室	1室	遊戯室	1室
	保育室	6室	乳児トイレ	1室
	沐浴室	1室	幼児トイレ	2室
	調理室	1室	シャワー室	1室
	相談室	1室		
	職員室	1室	医務室	職員室に含む
設備の種類	冷暖房、プール、図書コーナー			
その他	屋外遊戯場	626.97 m ²		

5. 職員体制 令和6年4月1日予定

	職務の内容	常勤	非常勤
施設長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1人	0人
主任保育士	園長を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の保育をつかさどる	1人	0人
保育士	子どもの成長をお手伝いする	20人	5人
管理栄養士	栄養指導及び管理・調理	1人	0人
調理員	おいしい給食の調理	1人	2人

* 当園では、「静岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

6. 保育を提供する日

開園日	月曜日から土曜日
開園時間	午前7時から午後7時まで、土曜日は午前7時から午後6時まで
休園日	日曜日、祝祭日、12月29日から1月3日
その他	

- * 災害発令時の対応について 別紙（園のしおり参照）
- * 怪我及び感染症の対応について 別紙（園のしおり参照）

7. 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします

保育標準時間認定	月～金曜日保育時間	午前7時から午後6時
	月～金曜日延長保育時間	午後6時から午後7時
	土曜日保育時間	午前7時から午後6時まで（延長保育なし）
保育短時間認定	月～土曜日保育時間	午前8時30分から午後4時30分
	延長保育時間	午前7時から午前8時30分、 午後4時30分から午後7時（土曜日は午後6時まで）

- * 土曜保育の受け入れは、1歳児クラスからとします。
- * 上記保育時間以外の時間帯においてやむを得ない理由により保育が必要な場合は、延長保育を提供します。延長保育の利用にあたっては、お支払いいただく通常の保育料のほかに、別途利用者負担が必要となります。

8. 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日告示）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

- ① 保育の提供：上記7に記載する時間において、保育を提供します。
- ② 一時預かりを実施します。
- ③ 障害児保育をします。
- ④ 外部講師による英会話教室と鼓隊指導があります。（年長児対象）
- ⑤ 外部講師による運動教室があります。（年中児対象）
- ⑥ 夏期には合宿活動を行います。（年中・年長児対象）
- ⑦ 三大行事（運動会、発表会、作品展）では、身体表現、音楽・言語表現、創作性など、お子さん一人ひとりの成長過程を喜び合い共感します。
- ⑧ その他

9. 食事の提供方法等について

① 食事の提供方法

自園調理

0歳児については月齢・発達に応じた食事（ミルク・離乳食・幼児食）となります。

アレルギー児への対応も実施しております。

アレルギー、その他の事情により給食に配慮が必要な場合は、できる限りお子さんに合わせていきますので、あらかじめご相談ください。その際は、医師による生活指導管理表の提出が必要です。除去食及び代替食に対応しています。

食物アレルギー対応マニュアルあり。

② 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

行事等に併せてお弁当の持参をお願いする日があります。

献立表は毎月のお便りで別途お知らせします。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前おやつ	昼食	午後おやつ	備考
0歳児	9時00分頃	10時45分頃	15時頃	
1歳児	9時00分頃	11時頃	15時頃	
2歳児	9時00分頃	11時15分頃	15時頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		11時40分頃	15時頃	
5歳児		11時40分頃	15時頃	

上記時間にかかわらず、お子様の状況により柔軟に対応します。

③ その他衛生管理等

集団給食施設届出を保健所へ提出しています。

大量調理施設マニュアル基準に沿って衛生管理基準の作成を行います。

日々の健康管理、確認及び検便検査の実施（1ヶ月に2回）による調理従事職員の健康管理を徹底しています。

調理室の清掃及び整理整頓を実施し、衛生管理区分の維持管理を徹底しています。

10. 利用料金

① 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）0～2歳児

支給認定証を受けた市町に対し、当該市町が定める保育料をお支払いいただきます。

保育料の納入は口座振替をご利用ください（口座引き落とし日は毎月25日）。

ただし、納付書による納入も可能です。

② 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等（実費負担）

①に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法については別途お知らせします。

* 父母の会（保護者会）からの会費の徴収があります。

11. 利用の開始について

当園では、磐田市の利用調整に基づき当園に入所決定され、支給認定を受けた保護者が、本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

12. 利用の終了について

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- ① 利用幼児が小学校に就学したとき
- ② 児童の保護者が児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- ③ 市外に転出するとき
- ④ 長期欠席するとき
- ⑤ その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

13. 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

① 内科

医療機関の名称	医療法人 片桐医院
医院長名又は医師名	片桐智也
所在地	磐田市見付2689番地2
電話番号	0538-35-4712

② 歯科

医療機関の名称	木瀬歯科医院
医院長名又は医師名	川島尚子
所在地	磐田市見付1219-10
電話番号	0538-35-3221

14. 緊急時の対応方法

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

15. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応します。		
避難訓練	火災または地震を想定した避難訓練を月1回実施		
防災設備	自動火災報知機	誘導灯	
	ガス漏れ報知器	非常警報装置	
	非常用電源		
第2次避難場所	城山中学校		

16. 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- ① 年に1回、職員に対して虐待防止研修を実施
- ② 虐待防止マニュアルの作成、運用

17. 賠償責任保険の加入

当園では以下の保険に加入しています。

保険会社	東京海上日動火災保険株式会社	
保険の種類	賠償責任保険	団体傷害保険
保険金額	対人：10億円	入院日額：3,000円
	対物：1,000万円	通院日額：2,000円

18. 個人情報の保護に関する基本方針

当園では、個人情報保護に関する基本方針に基づき、以下の項目に対しては個人情報を表示することがあります。

- ① 保育サービスに提供及び向上
- ② 保育料金等各種費用の請求及び収受、毎日の入退園管理、お子様の安全管理・健康管理等、日常の園児管理全般
- ③ 園だよりや各種の掲示物、ホームページ等、日頃の園の活動やお子様の様子を内外に伝えるための情報提供（報道等のための取材を含む）
- ④ 各種学術団体、保育団体、自治体等における作品出店、研究発表等
- ⑤ その他児童福祉法及び厚生労働省『保育所保育指針』に基づいた保育園の適切な運営及び機能発揮に必要な目的

なお、転園及び小学校就学の際には園児の要録の移送等、必要な場合は個人情報の伝達があります。以上の内容を確認の上、同意書をいただいています。

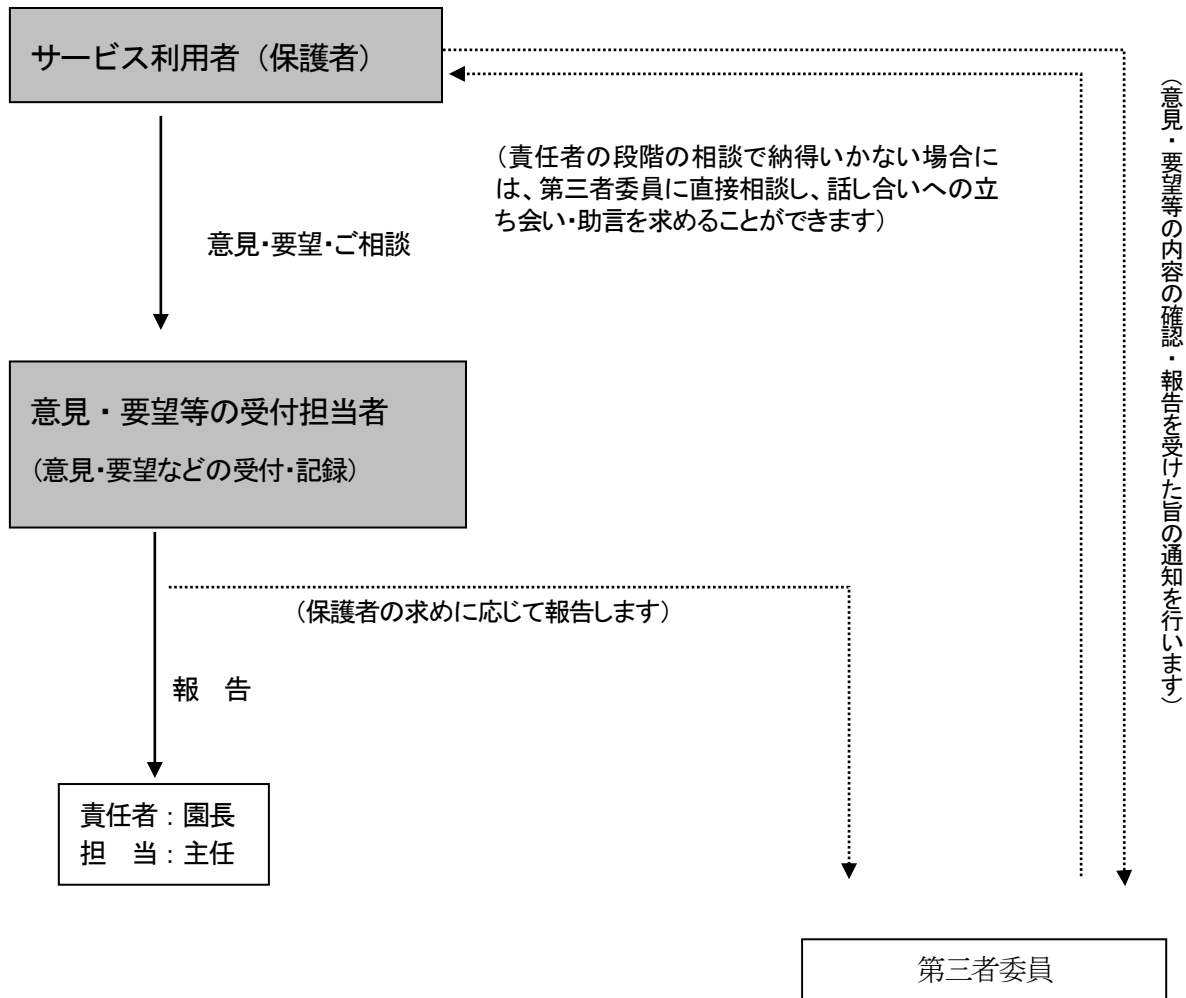
19. 保育内容に関する相談・要望・苦情

当園では社会福祉法第82条の規定により、利用者の皆様からの苦情については、当園における苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を下記により設置し、苦情解決に努めております。

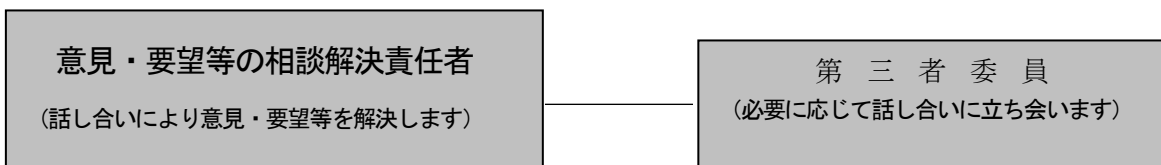
苦情解決の方法

- ① 苦情の受付
苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。
- ② 苦情受付の報告・確認
苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告いたします。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知します。
- ③ 苦情解決のための話し合い
苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。
その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立ち会いを求めることができます。
なお、第三者委員の立ち会いによる話し合いは、次により行います。
 - ア. 第三者委員による苦情内容の確認
 - イ. 第三者委員による解決案の調整、助言
 - ウ. 話し合いの結果や改善事項等の確認
- ④ 都道府県「運営適正化委員会」の紹介
本事業者で解決できない苦情は、静岡県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会（054-653-0840）に申し立てることができます。
- (5) 公表する
苦情が解決された場合 HP 又は紙面で公表致します。

ご意見・ご要望の解決のための仕組みについて



※相談解決の結果（改善事項）は口頭もしくは文書で責任者よりご報告申しあげます。



※以上の仕組みで解決できないご意見・ご要望は、静岡県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申し立てることもできます。

(運営適正化委員会の連絡先：054-653-0840)

20. 当園におけるその他の留意事項

当園では保護者会活動（父母の会）を行っています。

別 表

1. 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額	
		月額	6,000 円
月～金曜日給食費	3 歳児クラス以上の平日保育の給食費	月額	6,000 円
	年収 360 万円未満相当世帯は主食費のみ	月額	1,000 円
土曜日給食費	3 歳児クラス以上の土曜保育利用児の給食費 利用回数を計算して給食費と合わせて引き落とし	実費	一食 300 円

※ 口座引き落としは、当月より二か月後の 26 日です。(3 歳児 6 月から小学 1 年 5 月までの期間、引き落とされます)

2. 延長保育に係る利用者負担

標準保育時間 (7 時から 18 時)		
月～金曜日	18 時 40 分を超えて 19 時まで	200 円
	19 時を超える場合 ※やむを得ない理由により保育が必要な場合	30 分につき 500 円加算
保育短時間 (8 時 30 分から 16 時 30 分)		
月～土曜日	7 時～8 時 30 分、及び 16 時 30 分を超える場合	30 分につき 200 円加算

3. 一時預かりに係る利用者負担

保育時間 (8 時 30 分から 16 時 30 分)		
月～金曜日	3 歳未満児 (令和 3 年 4 月 2 日時点)	1 時間 300 円
	3 歳以上児 (令和 3 年 4 月 2 日時点)	1 時間 250 円
	ミルク・食事についての利用	300 円